

Weekly Report

第676号
令和4年12月5日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

退職金に関する所得税の取扱い

退職時に会社から支払いを受けた退職手当等については、退職所得控除や1/2課税、分離課税といった所得税の取扱いが優遇されています。

◆退職所得金額の計算方法

退職手当等の支払いを受けた場合に退職所得として課税される金額は、【(退職手当等－退職所得控除額)×1/2】となり、これに税率を乗じて所得税額を計算します(原則、他の所得と分離して課税)。

退職手当等から差し引く「退職所得控除額」は、勤続年数に応じた額となり、勤続年数20年までは1年につき40万円、20年超の部分は1年につき70万円です。例えば、勤続年数30年の場合、退職所得控除額は1500万円となり、退職手当等から1500万円を差し引いた額の1/2が退職所得となります。

ただし、役員等として勤務した期間が5年以下の方に対する退職手当等については1/2課税が適用されないため、退職手当等から退職所得控除額を差し引いた額が退職所得となります。

◆退職手当等とみなされるものは

また、本年から役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である方に対する退職手当等については、退職手当等から退職所得控除額を差し引いた額が300万円を超える場合、その超える部分は1/2課税が適用されないことになりました。

なお、会社から支払われる退職手当等以外にも、小規模企業共済による共済金(準共済金)を一括で受け取る場合や、iDeCo(個人型確定拠出年金)を一時金で受取る場合なども退職所得として扱われ、加入期間に応じた退職所得控除額を差し引いた額の1/2が課税対象となります。

帳簿の提出がない場合等の加算税加重措置

令和4年度税制改正により、申告所得税、法人税・地方法人税、消費税の税務調査において「売上げに関する調査に必要な帳簿」の提示等を求められた際、①帳簿の提示等をしない、②帳簿への売上金額の記載等が本来記載等をすべき金額の1/2未満、③帳簿への売上金額の記載等が本来記載等すべき金額の2/3未満、のいずれかに該当する場合は、申告漏れ等に対して課される通常の過少申告加算税・無申告加算税の割合が加重(①・②は10%、③は5%)されることになりました。

この措置は、令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する申告所得税、法人税・地方法人税、消費税について適用されます。

賃金のデジタル払いに関する改正省令

賃金の支払方法は労働基準法により、現金のほか、労働者の同意を得た場合に銀行口座への振込等によることができることとされています。

厚労省は、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、賃金の支払方法に係る新たな選択肢として、労働者の同意を得た場合に厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への賃金支払(いわゆるデジタル払い)を可能とする労働基準法施行規則の改正省令を公布し、令和5年4月1日から施行します。